

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市情報公開・個人情報保護審査会		
開 催 日 時	令和8（2026）年6月23日（火） 午前10時から午前10時30分まで		
開 催 場 所	みよし市役所5階 特別会議室		
出 席 者	【委員】 坂口委員（会長）、水谷委員、倉橋委員、石井委員、 深谷委員 【事務局】 城総務部部長、近藤総務部次長兼総務課課長、小野田専任 副主幹、一丸主任主査		
次 回 開 催 予 定 日	令和8（2025）年8月19日（水）		
問 合 せ 先	総務部総務課 小野田、一丸 電 話 0561-32-8000（直通） メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	・ <u>議事録全文</u> ・ 議事録要約	要約した理由	
審 議 経 過	○総務部次長兼総務課課長：定刻になりましたので、ただ今から、令和8年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。 会議の開催に先立ちまして、令和7年度末まで16年間、委員を務めていただきました南谷委員がご退任されましたので、報告をさせていただきます。また、南谷委員の後任として、水谷法律事務所の水谷大太郎様にご就任いただきましたので、よろしくお願いいたします。 なお、委員の皆様におかれましては、令和8年4月1日から「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」並びに「みよし市行政不服審査会」の委員として、新たな任期が始まりますので、委嘱状を机上に配布させていただきました。2年間よろしくお願いいたします。 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 みよし市情報公開・個人情報保護審査会資料の14ページをお願いします。 (職員自己紹介) ○総務部次長兼総務課課長：こちらの職員で事務局を担当させていただきます。		

	また、みよし市行政不服審査会も同じ職員が事務局となっておりますので、よろしくお願いいたします。 本日の会議は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定により、みよし市情報公開・個人情報保護審査会の議題全てを公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行いました。傍聴を希望する方はみえませんでしたので、報告をさせていただきます。 会議の流れですが、「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」の開催後に、「みよし市行政不服審査会」を開催することで進めさせていただきます。 それでは、ただ今から、令和8年度第1回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を行います。 議事進行は、本来、会長にお願いするところですが、1点目の議題で会長が決定するまでは、事務局のほうで議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。 議題1点目の「会長及び職務代理者の選出について」、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項の規定により、審査会には、会長を置くことになっております。委員の互選により定めることになっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。 どなたか御意見はございませんでしょうか。 ○倉橋委員：坂口先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 ○総務部次長兼総務課課長：坂口先生よろしいでしょうか。 (坂口委員了承) ○総務部次長兼総務課課長：「異議なし」という意見もいただきましたので、坂口先生に会長をお願いしたいと思います。 それでは、会長から御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 (坂口会長挨拶) ○総務部次長兼総務課課長：続きまして、職務代理者の選出をお願いしたいと思います。みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員を職務代理者とすることになっておりますので、会長より職務代理者の指名をお願いします。 ○坂口会長：過去、コロナのときに、2回休んだことがあり、その当時は南谷先生でしたが、職務代理にやっていたきました。現実として、職務代理の方にやっていただくこともあり得ますので、一番経験があり、流れのわかる方が
--	---

	良いと思いますので、倉橋先生にお願いできますか。 (倉橋委員了承) ○総務部次長兼総務課課長：職務代理は、倉橋先生ということでよろしく願います。それでは、残りの議題は、会長の取回しにより、議事の進行をしていただきたいと思います。よろしく願います。 ○坂口会長：議題２の「令和７年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について」、事務局より説明をお願いします。 ○総務課専任副主幹：事務局の小野田より、説明をさせていただきます。よろしく願います。 議題２について、資料の１ページ目をご覧ください。 最初に、令和７年度の情報公開条例による、開示請求の実施状況について、説明いたします。 令和７年度の各実施機関が受け付けた開示請求の件数の合計は１０３件で、うち、全部開示が７２件、部分開示が１０件、不開示が１０件、令和７年度末時点で決定処理中が４件、取下げが７件でした。 ２ページから１０ページまでは、開示請求の処理状況を記載しております。色がついていないものが全部開示、黄色の網掛けが部分開示、赤の網掛けが不開示、水色の網掛けが取下げとなります。 こちらの請求の内容につきまして、主なものとしましては、工事や業務委託に係る設計書の請求が４８件、その他、今年４月に移転・新築しました城山保育園に関する請求が１３件などとなっております。なお、各案件の詳細については、割愛をさせていただきます。 次に、１１ページをご覧ください。 こちらは、令和７年度の個人情報の保護に関する法律による開示請求の実施状況です。 令和７年度の開示請求は１３件で、うち、全部開示が５件、部分開示が４件、不開示が１件、令和７年度末時点で、決定処理中が２件、取下げが１件でした。 １２ページをご覧ください。 各請求の内容ですが、税務課への請求が全体の約半数の６件で、自己の課税に関する情報などの請求となっております。 事務局からは、以上です。 ○坂口会長：ただ今、事務局より説明がありました。御意見、御質問がございましたらお願いします。 ○坂口会長：表題だけでは、よくわからないかもしれません
--	--

	が、赤色の部分の不開示は、ほぼ文書がないということのようですね。よく経験しますが、文書の特定の仕方が重要になります。窓口の職員の方も苦勞されると思います。 黄色の部分開示は、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、あるいは印影、氏名の問題、そうした部分は除いて開示する形式が多いですね。 これが、だいたい情報開示のパターンですので、これを頭に入れていただくと、理解できるのではないかと思います。 ○坂口会長：その他、特になければ、議題２点目については、これで終了することとします。 次に、議題３点目の「令和８年度審査会の開催日程について」、事務局より説明をお願いします。 ○総務課専任副主幹：資料１３ページをご覧ください。委員の皆様には、令和８年度の会議の開催日程について調整をお願いいたします。 右側に昨年度の開催予定日を記載しておりますが、概ね２か月に１回程度、年間を通じて６回の開催日の調整をしていただければと思います。 なお、「情報公開・個人情報保護審査会」と「行政不服審査会」の開催日程は、同日とさせていただきますが、どちらもない場合は、中止とさせていただきます。 事務局からは、以上です。よろしくお願いします。 ○坂口会長：それでは、今年度の会議日程の調整を行います。 (日程調整) ○坂口会長：第２回の開催日程を８月１９日の午前１０時から。第３回は１０月７日の午前１０時から。第４回は１２月９日の午前１０時から。第５回は令和９年１月２０日の午前１０時から。６回目は３月３日の午前１０時からに決定します。 議題３点目については、これで終了することとします。 その他、何かありますか。 特にないようですので、これを持ちまして、令和８年度第１回情報公開・個人情報保護審査会を終了します。 ○総務部次長兼総務課課長：ありがとうございました。次回の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、先ほど調整していただきました日にちで、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。また、中止の場合も併せてご連絡させていただきます。 この後の「みよし市行政不服審査会」の議題３点目の開
--	---

	催日程につきましては、「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整していただいた日と同日とさせていただきますので、よろしくお願いします。
--	---